老認発 1015 第２号
老高発 1015 第２号
老老発 1015 第２号
令和８年 10 月 15 日

各　都道府県　介護保険主管部（局）長
　　介護保険関係団体の長　殿

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
高齢者支援課長
老人保健課長
（公印省略）

「介護保険法第 115 条の 44 の２の規定に基づく介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度に係る実施上の留意事項について」の一部改正について

介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 115 条の 44 の２の規定に基づき、都道府県知事は、当該都道府県の区域内に介護サービスを提供する事業所又は施設を有する介護サービス事業者の収益及び費用その他の厚生労働省令で定める事項（以下「介護サービス事業者経営情報」という。）について、調査及び分析を行い、その内容を公表するよう努めることとされており、また、介護サービス事業者は、介護サービス事業者経営情報について、当該事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告すること等とされている。

これらの制度に係る実施上の留意事項については「介護保険法第 115 条の 44 の２の規定に基づく介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度に係る実施上の留意事項について」（令和６年８月２日付け老認発 0802 第１号、老高発 0802 第１号、老老発 0802 第２号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長、高齢者支援課長、老人保健課長連名通知。以下「留意事項通知」という。）によりお示ししているところ、今般、介護サービス事業者経営情報の調査及び分析に係る精度の改善等のため、留意事項通知の一部を別紙のとおり改正することとした。また、改正後の留意事項通知を参考として添付する。

ついては、内容を御了知の上、管内市町村、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、適正な事務処理を図られたい。

なお、主な変更点は下記のとおりである。

記

第１　主な変更点

（１）報告事項の追加

介護サービス事業者が報告を行わなければならない介護サービス事業者経営情報の具体的な内容について、以下の項目を追加する。

・介護サービスごとの延べ床面積
・医療における延べ床面積
・障害福祉サービスにおける延べ床面積

（２）報告期限の変更

介護サービス事業者経営情報データベースシステムの運用を一時停止していたことを踏まえ、当面の報告については、報告期限をそれぞれ、以下のとおりとする。

対象となる経営情報	報告期限
① 令和７年３月から令和８年２月までに会計年度が終了する報告	令和８年 12 月 31 日
② 令和８年３月から同年 12 月までに会計年度が終了する報告	令和９年３月 31 日
③ 令和９年１月以降に会計年度が終了する報告	会計年度終了後３月以内

第２　その他

報告に当たっては、引き続き介護サービス事業に係る事項のみを対象とすることを基本とする。ただし、介護サービス以外の事業を行う事業者においては、介護サービスとそれ以外の事業の収益又は費用を分けて報告ができない場合には、今般追加した延べ床面積に関する項目も含め、留意事項通知別紙１の４（３）～（10）に掲げる項目について報告されたい。

以上

別紙

○　介護保険法第 115 条の 44 の２の規定に基づく介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度に係る実施上の留意事項について（令和６年８月２日付け老認発 0802 第１号・老高発 0802 第１号・老老発 0802 第２号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長、高齢者支援課長、老人保健課長連名通知）（抄）

（下線部は改正部分）

改正後	改正前
老認発 0802 第１号 老高発 0802 第１号 老老発 0802 第２号 令和６年８月２日 最終改正：老認発 1015 第２号 老高発 1015 第２号 老老発 1015 第２号 令和８年 10 月 15 日	老認発 0802 第１号 老高発 0802 第１号 老老発 0802 第２号 令和６年８月２日
（略）	（略）
記	記
第１　（略）	第１　（略）
第２　介護サービス事業者からの報告の実施方法 （１）報告の対象となる介護サービス事業者 法第 115 条の 44 の２第２項の規定に基づく介護サービス経営情報の報告は、原則として全ての介護サービス事業者が行わなければならないものであるが、介護保険法施行規則（平成 10 年厚生省令第 36 号。以下「則」という。）第 140 条の 62 の２の２の規定に基づき、その有する事業所又は施設の全てが以下の基準に該当する介護サービス事業者については、報告を求めないこととする。 ①・②　（略） （２）　（略） （３）　（略） （４）報告の対象とするサービス	第２　介護サービス事業者からの報告の実施方法 （１）報告の対象となる介護サービス事業者 法第 115 条の 44 の２第２項の規定に基づく介護サービス経営情報の報告は、原則として全ての介護サービス事業者が行わなければならないものであるが、則第 140 条の 62 の２の２の規定に基づき、その有する事業所又は施設の全てが以下の基準に該当する介護サービス事業者については、報告を求めないこととする。 ２　・②　（略） （２）　（略） （３）　（略） （４）報告の対象とするサービス

報告に当たっては、介護サービス事業に係る事項のみを対象とすることを基本とする。ただし、医療・障害福祉サービスに係る事業を併せて実施している場合で、当該サービス等に係る収益や費用について、介護サービスとの 記載が区分されていない場合には、当該事業に係る部分について、除外せず に報告しても差し支えない。なお、この場合であっても、適切な分析に資するようにする観点から、別紙１の４（３）～（10）に掲げる事項について、できる限り報告を行うものとする。

（５）　（略）

（６）介護サービス事業者が報告する方法

介護サービス事業者から都道府県知事への報告は、則第 140 条の 62 の２の４において、電磁的方法を利用して自ら及び当該報告を受けるべき都道府県知事が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法その他適切な方法により行うこととされているところであり、厚生労働省において運営するシステム（介護サービス事業者経営情報データベースシステム）により行うものとする。

（７）報告の期限

介護サービス事業者による都道府県知事への介護サービス事業者経営情報の報告は、則第 140 条 62 の２の４の規定に基づき、当該介護サービス事業者の毎会計年度終了後、３月以内に行うものとされているが、当面の報告については、報告期限をそれぞれ、以下のとおりとする。

（削る）

対象となる経営情報	報告期限
①令和７年３月から令和８年２月までに会計年度が終了する報告	令和８年 12 月 31 日
②令和８年３月から同年 12 月までに会計年度が終了する報告	令和９年３月 31 日

報告に当たっては、介護サービス事業に係る事項のみを対象とすることを基本とする。ただし、医療・障害福祉サービスに係る事業を併せて実施して いる場合で、当該サービス等に係る収益や費用について、介護サービスとの 記載が区分されていない場合には、当該事業に係る部分について、除外せず に報告しても差し支えない。なお、この場合であっても、適切な分析に資するようにする観点から、別紙１の４（３）～（７）に掲げる事項について、 できる限り報告を行うものとする。

（５）　（略）

（６）介護サービス事業者が報告する方法

介護サービス事業者から都道府県知事への報告は、則第 140 条の 64 の２の４において、電磁的方法を利用して自ら及び当該報告を受けるべき都道府県知事が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法その他適切な方法により行うこととされているところであり、厚生労働省において運営するシステム（介護事業財務情報データベースシステム（仮称））により行うものとする。

（７）報告の期限

介護サービス事業者による都道府県知事への介護サービス事業者経営情報の報告は、則第 140 条 62 の２の４の規定に基づき、当該介護サービス事業者の毎会計年度終了後、３月以内に行うものとする。

ただし、令和６年度内に実施されるべき報告（令和６年３月 31 日から同年 12 月 31 日までに会計年度が終了する報告）に限り、報告期限を令和６年度末までとする（介護保険法施行規則の一部を改正する省令附則第２項）。

（新設）

③令和９年１月以降に会計年度が終了する報告	会計年度終了後３月以内

（参考１）令和７年３月から令和８年２月までに会計年度が終了する報告及び令和８年３月から同年 12 月までに会計年度が終了する報告の取扱い

別添のとおり

（参考１）令和６年度の報告（初年度の報告）の流れ

（図の変更）

（参考２）令和９年１月以降に会計年度が終了する報告の取扱い
（以下は令和９年内に会計年度が終了する報告の例）

別添のとおり

第３　都道府県知事から厚生労働大臣への情報提供

法第 115 条の 44 の２第３項の規定に基づき、厚生労働大臣は介護サービス事業者経営情報を収集し、介護サービス事業者経営情報データベースシステムにおいてデータベースとして整備したうえで、これを活用した分析等を行うこととする。

このため、厚生労働大臣は、都道府県知事に対して、介護サービス事業者経営情報を求めることができることとされているところ、介護サービス事業者が介護サービス事業者経営情報データベースシステムを通じて報告を行い、都道府県知事がこれを受理したことをもって、都道府県知事が厚生労働大臣に当該情報を提供したものとみなすこととする。

第４・第５　（略）

別紙１（介護保険法第 115 条の 44 の２第２項の規定に基づき報告を求める介護サービス事業者経営情報）

※は、任意記載の項目とする。

１～３　（略）

（参考２）令和７年度以降の報告の流れ（以下は令和７年度の例）

（図の変更）

第３　都道府県知事から厚生労働大臣への情報提供

法第 115 条の 44 の２第３項の規定に基づき、厚生労働大臣は介護サービス事業者経営情報を収集し、介護事業財務情報データベースシステム（仮称）においてデータベースとして整備したうえで、これを活用した分析等を行うこととする。

このため、厚生労働大臣は、都道府県知事に対して、介護サービス事業者経営情報を求めることができることとされているところ、介護サービス事業者が介護事業財務情報データベースシステム（仮称）を通じて報告を行い、都道府県知事がこれを受理したことをもって、都道府県知事が厚生労働大臣に当該情報を提供したものとみなすこととする。

第４・第５　（略）

別紙１（介護保険法第 115 条の 44 の２第２項の規定に基づき報告を求める介護サービス事業者経営情報）

※は、任意記載の項目とする。

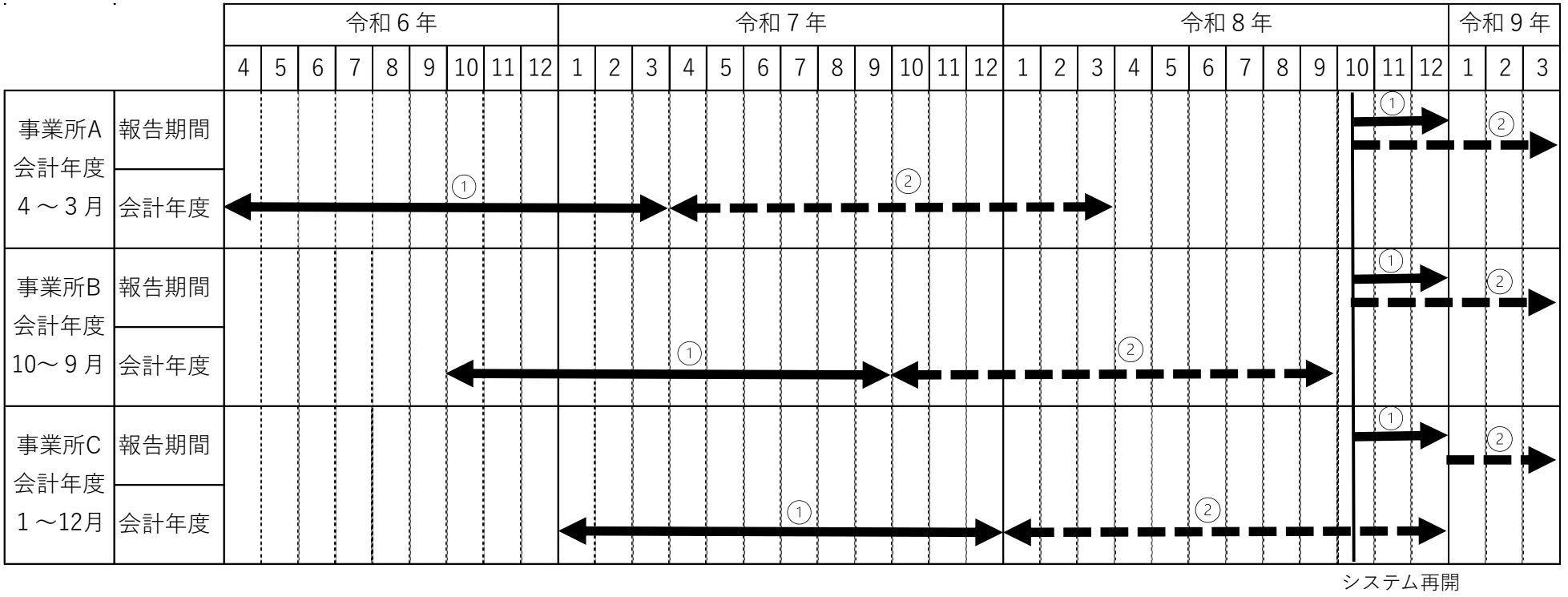
１～３　（略）

４．その他必要な事項 （１）複数の介護サービス事業の有無 （２）介護サービス事業以外の事業（医療・障害福祉サービス）の有無 （３）医療における事業収益　※ （４）医療における延べ在院者数　※ （５）医療における外来患者数　※ （６）障害福祉サービスにおける事業収益　※ （７）障害福祉サービスにおける延べ利用者数　※ （８）介護サービスごとの延べ床面積　※ （９）医療における延べ床面積　※ （10）障害福祉サービスにおける延べ床面積　※ （注）第２（６）のとおり、介護サービス以外の事業を行う事業者において、介護サービスとそれ以外の事業の収益又は費用を分けて報告ができない場合には、できる限り（３）～（10）について報告されたい。 別紙２　（略）	４．その他必要な事項 （１）複数の介護サービス事業の有無 （２）介護サービス事業以外の事業（医療・障害福祉サービス）の有無 （３）医療における事業収益　※ （４）医療における延べ在院者数　※ （５）医療における外来患者数　※ （６）障害福祉サービスにおける事業収益　※ （７）障害福祉サービスにおける延べ利用者数　※ （新設） （新設） （新設） （注）第２（６）のとおり、介護サービス以外の事業を行う事業者において、介護サービスとそれ以外の事業の収益又は費用を分けて報告ができない場合には、できる限り（３）～（７）について報告されたい。 別紙２　（略）

（別添）

（参考１）、（参考２）の図を次のように改める。

（参考１）令和７年３月から令和８年２月までに会計年度が終了する報告
及び令和８年３月から同年 12 月までに会計年度が終了する報告の取扱い



上記①に係る会計年度の期間、　上記①に係る報告期間
上記②に係る会計年度の期間、　上記②に係る報告期間　を表す

（参考２）令和９年１月以降に会計年度が終了する報告の取扱い
（以下は令和９年内に会計年度が終了する報告の例）

